

\*\*\*\*\*

# 一般財団法人日本スポーツ政策推進機構

## 定 款

\*\*\*\*\*

令和2年2月20日 作成  
令和2年3月 3日 公証人認証  
令和2年3月12日 設立

# 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構（英文名 Nippon Sport Policy Commission、略称 NSPC）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人類共通の文化であるスポーツが、人類社会が直面する諸問題の解決に貢献する大きな力を有しているとの認識のもとに、スポーツに関わる多様な主体による連携・協働を促し、スポーツの普及・振興に関する調査、研究、提言を行うとともに、スポーツの持続的発展を支える人材の育成及び活躍の場の確保等を図ることを通じて、スポーツ基本法の理念の実現を図り、もって持続可能で豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの普及・振興に関する調査、研究及び提言
- (2) スポーツの持続的発展を支える人材の育成及び活躍の場の確保に関する事業
- (3) スポーツを通じた国際連携、国際交流、国際大会の招致・開催準備に係る支援に関する事業
- (4) スポーツの国際大会等のレガシー活用促進に関する事業
- (5) スポーツの普及・振興に功績のあった者に対する表彰
- (6) スポーツ団体と行政機関、産業界等との連携促進に関する事業
- (7) スポーツ団体、行政機関、産業界等に対する助言及び情報提供
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員及び賛助会員

(会員)

第5条 この法人の目的に賛同し事業の遂行に協力する者として、特別会員及び一般会員の2種の会員を置く。

2 特別会員は次の3団体とする（法律に基づく改組があった場合には改組後のものと読み替える。）。

(1) 公益財団法人日本オリンピック委員会

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会

(3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会

3 会員に関し必要な事項は、理事会の決議により定める特別会員規程及び一般会員規程によるものとする。

(賛助会員)

第6条 この法人の目的に賛同する個人又は法人は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により定める賛助会員規程によるものとする。

## 第4章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第7条 設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額は以下のとおりとする。

名称 一般財団法人嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センター

住所 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

財産 金銭

価額 300万円

(基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な前条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

3 基本財産の一部を処分する場合及び基本財産から除外しようとする場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の特別決議を要する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様

とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第 5 章 評議員

(評議員の定数)

第 12 条 この法人に、評議員 3 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）評議員の選任又は解任
- （2）理事及び監事の選任又は解任
- （3）理事及び監事の報酬等の額

- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 12 条及び第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間、従たる事務所に 5 年間備え置かなければならない。第 22 条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第 7 章 役員

(役員の設定)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 25 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長、1 名を専務理事とし、必要に応じて、3 名を副会長、3 名を副理事長、5 名を常任理事とすることができる。
- 3 前項の会長、副会長、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその親族等である理事合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長、理事長及び専務理事は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところによ

り、この法人を代表し、その業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長の職務を代行する。

- 4 副理事長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

#### (役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第8章 名誉役員



(名誉役員)

第 32 条 この法人に名誉役員を置くことができる。

- 2 名誉役員は、この法人の理事又は監事としての地位を有しない。
- 3 名誉役員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

## 第 9 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、出席理事の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 27 条第 5 項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長、理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。第 38 条の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 13 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告)

第 45 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 事務局その他

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて、事務局長代行及び職員を置くことができ

る。

- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(規則の制定)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規則は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- 2 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 3 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。
- 4 令和 3 年 6 月 29 日一部改定  
(第 1 条、第 25 条第 1 項、第 29 条第 4 項、第 40 条第 3 項)
- 5 令和 4 年 4 月 1 日一部改定  
(第 1 条)
- 6 令和 4 年 6 月 9 日一部改定  
(第 5 条第 2 項、第 24 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 3 項、  
第 27 条第 4 項、第 40 条第 2 項)
- 7 令和 4 年 12 月 6 日一部改定  
(第 25 条第 3 項、第 27 条第 3 項、第 27 条第 4 項、第 40 条第 2 項)
- 8 令和 5 年 6 月 19 日一部改定  
(第 25 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 26 条第 2 項、第 27 条第 3 項、第 27 条第 4 項、  
第 27 条第 5 項、第 34 条第 1 項第 3 号、第 40 条第 2 項)
- 9 令和 6 年 6 月 19 日一部改定  
(第 12 条)